維持管理費算出の考え方の整理

県(産業支援・人材育成施設及び川越地方庁舎)及び市(市公の施設及び市直営施設)の維持管理費算出の考え方は下記による。事業収支計算書(様式6-5(2)及び6-5(3))を作成するに当たって留意すること。

県及び市の区分、各施設(産業支援・人材育成施設、川越地方庁舎、市公の施設及び市 直営施設)の区分は、添付資料 5 「各階平面図」、添付資料 6 「県・市施設面積総括表」、 添付資料 7 「諸室面積表」による。

- (1) 専用部分に係る維持管理費は、添付資料5及び7の区分に応じた負担とする。
- (2) 共用部分に係る維持管理費は、県:市=42.04:57.96 (添付資料 6 「県・市施設面積総括表」の本体面積計の構成比)により県及び市に按分する。
- (3) 駐車場に係る維持管理費は、県:市=136:110(添付資料6「県・市施設面積総括表」の駐車場の構成比)により県及び市に按分する。
- (4) 光熱水費は、次により県及び市に按分する。
 - ① 電気 県 35.4: 市 64.6
 - ② ガス 県27.8:市72.2
 - ③ 水道 県38.6:市61.4

なお、県専有部及び市直営施設については、県又は市が別途指定する数値により算出 する。

- (5) 次の各設備に係る維持管理費の県、市の負担割合は、折半とする。県又は市の中では 各施設の費用負担は添付資料 6 「県・市施設面積総括表」の本体面積計の割合によって 按分する。
 - ① 太陽光発電設備
 - ② 電気設備のうち共用設備
 - ③ 空調設備のうち共用設備
 - ④ 給排水設備のうち共用設備
 - ⑤ 非常用発電設備
- (6) 外構に係る維持管理費の県及び市の負担割合は、折半とする。県は「産業支援・人材育成施設」(様式6-5(2)において(2)支出の■維持管理費[産業支援・人材育成施設]に計上)の負担とし、市は「市公の施設」の負担とする。
- (7) 施設全体に係る維持管理費(駐車場部分を除く。)で専用部分に係る維持管理費を計算することが困難な場合は、添付資料6「県・市施設面積総括表」の本体面積計の構成比によって県及び市に按分する。